

(2) キャリアパス要件

・ 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所の場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	#
イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。			
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。			
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。			

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	#
イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	①	<p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>第77条 施設は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、従業員に対し、必要な教育訓練を行う。</p> <p>第78条 施設は、従業員が自発的に教育訓練を受講する場合に教育訓練休暇を付与する。</p> <p>第53条 原則として、正社員及び短時間正社員の基本給は月給制、パートタイマー等の基本給は時給給とし、本人の職務内容、経験、能力、責任の程度、職務の成果、年齢等を考慮して各人ごとに決定する。月給制の基本給については、職能資格制度表の職位に応じた上限額、下限額の範囲内で支給する。</p>	
	<input checked="" type="checkbox"/>	②	<p>資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること (資格取得支援)</p> <p>第79条 施設は、従業員の資格取得を支援する。支援内容については、資格取得支援規程に定める。</p> <p>2 施設は従業員から資格取得を希望し、資格講座を受講したいと申し出があったときは、資格講座受講の日程に合わせて勤務シフトを調整する。</p>	
ロ	イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。			

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	#
イ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	①	<p>経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p>	
	<input checked="" type="checkbox"/>	②	<p>資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p>	
	<input checked="" type="checkbox"/>	③	<p>一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>	
ロ	イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。			

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者がの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。